

【公表用】

定期総会議事録

公益社団法人国民健康保険中央会

1 開催日時

令和7年3月28日（金）午後3時30分～午後4時30分

2 開催場所

Web会議により開催

3 総会の議事の経過の要領及びその結果

- （1）出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできることを確認した。
- （2）定款第33条の規定により、南英治福井県国民健康保険団体連合会理事長が議長に選出された。
- （3）議長が事務局に出席状況の報告を求め、事務局からは、代理出席及び委任状の提出を含め、会員である47都道府県国保連合会の全員が出席しており、定款第35条第1項に規定する定足数を満たしていることが報告された。
- （4）定款第37条第2項の規定において、議事録には2人以上の議事録署名人の署名押印が求められることから、古谷勝秋田県国民健康保険団体連合会常務理事、宮内正彦徳島県国民健康保険団体連合会常務理

【公表用】

事が、議事録署名人に選任された。

(5) 会長から挨拶があった。

- 本日は、年度末の大変ご多用の中、ご出席を賜り感謝を申し上げます。また、国保中央会の事業運営については、平素から格別のご支援・ご協力をいただき、御礼申し上げます。
- なお、本日は、ご来賓として、国会会期中のご多用の中、厚生労働省保険局長並びに国民健康保険課長にお越しいただき、後ほどご挨拶をお願いします。
- 令和7年度は、国保連合会及び国保中央会にとっては審査支払業務改革への対応をはじめ、クラウド化、最適化等の各標準システムの更改、介護情報基盤の構築や予防接種業務のデジタル化といった医療・介護DXの推進、保健事業など保険者機能の発揮への支援など、多くの課題が目白押しとなっており、例年にも増して重要な一年となっている。
- 本会としては、国の動向を注視しながら、これらの課題に取り組み、必要な業務を行っていくが、これらの課題解決のためには、連合会の皆様と連携しながら、一体となって取り組んでいくことが重要になる。
- このため、国との協議状況やシステムの開発・運用に関する状況等について、適宜情報を共有するとともに、お互いが納得のいく意思決定ができるよう努めてまいりますので、引き続き、ご理解・ご協力

【公表用】

を賜るようお願い申し上げます。

- 最近の情勢について、2点申し上げます。
- 1点目は、今国会に提出されている医療法等改正案についてである。
- この改正案には、地域医療構想の見直しや医師偏在是正に向けた総合的な対策の実施といった事項とともに、医療DXに関連するシステムの開発及び運用主体として社会保険診療報酬支払基金を抜本的に改組すること等が盛り込まれている。
- 改組後の組織の名称は「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」となり、業務の方針を決定する機関として運営会議が設置され、その委員は、地域保険を代表する者一名、地方公共団体を代表する者一名を含めて構成することとされている。また、医療DX関連業務の執行を管理するため、中央会の役員等も新組織に参画することとされている。
- 本会としては、地域保険及び地方行政のDXが円滑に推進されるよう、連合会及び地方団体等の関係者と緊密に連携しながら、国及び支払基金へ必要な働きかけを行っていきたいと考えている。
- 2点目は「高額療養費制度の見直し」についてである。
- 令和5年12月に閣議決定をされた「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」において、高額療養費制度については賃金等の動向との整合性等の観点から、必要な見直しを行うことと

【公表用】

されている。

- これを受けて、政府は昨年末に、本年８月からの高額療養費の自己負担限度額の引上げを皮切りに、令和８年、令和９年と段階的に制度の見直しを行うことを決めていた。しかしながら、患者団体等からの要望を受け、これら見直しの実施が見送られたところであり、本年秋までに改めて方針を決定することとされた。
- 高額療養費の見直しの方針を検討するに当たっては、セーフティネットとしての高額療養費の役割を維持するという観点と、医療保険制度の持続可能性を堅持するという観点のバランスをどのように確保するかという点が重要であると考えており、こうした点を踏まえて、国において適切に対応していただきたいと考えている。
- 一方で、本会においては高額療養費制度の見直しに伴い、複数の事務処理システムの改修作業が発生する。今後、見直しの内容や実施時期を決めるに当たっては、国はその対応に必要なシステム開発の期間に十分配慮するとともに、システム開発を行うために生じる追加の費用について、確実に国庫補助を行っていただきたいと考えており、連合会や保険者の皆様にご迷惑がかからないよう対応していきたいと思う。
- 本日の総会では、令和７年度の事業計画や収支予算のほか、職員服務規程の一部改正などについて、ご審議をお願いするが、いずれも本年３月２１日開催の定期理事会においてご審議を賜り、ご承認

【公表用】

をいただいたものである。

- 限られた時間ではあるが、ご審議を賜り、何とぞご承認をいただくようお願い申し上げます。

(5) 厚生労働省保険局長から来賓挨拶があった。

- 本日お集まりの皆様には、日頃から、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の運営に多大なご尽力を賜わり、厚く御礼申し上げます。皆様のご尽力により、地域の医療・介護の給付が確保され、審査支払や保健事業などの業務が滞りなく運営されていることに、改めて感謝申し上げます。挨拶も兼ねて、何点かお話をさせていただく。
- まず第一に、マイナ保険証の関係であるが、昨年12月2日からマイナ保険証を基本とする仕組みに移行した。12月2日を前に、今後は保険診療が受けられなくなるのではないかと行った様々な不安の声も聞かれたが、実際には従来の保険証も最大1年有効であり、こうした不安の多くは、周知不足等による誤解によるものだと思っている。
- 一方で、今年はいよいよ従来の健康保険証から、マイナ保険証等への本格的な移行を図っていく年である。特に、本年8月は、すべての後期高齢者の方や多くの国保加入者の健康保険証の有効期間が終わるタイミングである。保険者にかかわらず有効期間が終わる本年12月とあわせて、引き続き、関係者が一体となって、マイナ保険証への切り替えや利用促進などを行う必要があると考

【公表用】

えている。

- 他方で、マイナ保険証をお持ちでない方に対しては、申請によらず資格確認書を交付するなど、すべての方が安心してこれまで通りの保険診療を受けられる環境を整備していくことは、国民皆保険の根幹に関わる重要な課題である。国保中央会・国保連合会の皆様には、引き続き、オンライン資格確認の円滑な実施にご協力いただくとともに、本年夏のマイナ保険証への切り替えを円滑に迎えられるよう、万全を期していただくようお願いしたい。
- 2点目が保健事業の関係である。予防・健康づくり、重症化予防については、地域全体の健康の保持やリスクの改善のため、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを組み合わせた働きかけが重要である。また、市町村等の保健事業の運営に当たり、KDBシステム等を活用したデータ分析に基づく展開が重要と考える。保健事業の一体的実施を含め、地域の幅広い関係者がそれぞれの役割を踏まえた取組を一層強化できるよう、国保連においても、都道府県と協働・連携し、KDBデータを分析し、分析結果を市町村や国保組合に提供する等、引き続きご支援をお願いしたい。
- 3点目が、国保総合システム等についてである。令和7年度予算案においては、国保の基盤強化のため約3,400億円の国費を引き続き確保している。また、国保総合システムは、国保の基幹システムであり、昨年の補正予算では皆様のご要望を踏まえ、システム

【公表用】

開発に要する経費や事務処理システムの機能改修等に要する経費を確保したところである。今後、確保した経費や税制なども活用して、医療 DX などの動きとも連動しつつ、より良いシステムの開発・運用をお願いしたい。

- 4 点目が、全世代型社会保障制度改革関係である。昨年の通常国会で、少子化対策に充てる費用について、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で広く抛出していくため、こども・子育て支援金が創設された。令和 8 年 4 月の施行に向け、その仕組み作りやシステム改修が本格化しているところである。
- あわせて、医療保険制度に関しては、令和 5 年末に閣議決定された「改革工程」に掲げられた項目について、必要な保障が欠けることがないように留意しつつ、セーフティーネット機能を次の世代にも維持しながら将来世代も含めた全世代の安心を保障する観点から、医療保険部会など関係審議会において議論や検討を進めてまいる。
- 勤労者皆保険の議論についても、国保制度に係る影響をよく踏まえた対応となるよう、引き続き、中央会をはじめ国保関係者と密に連携しながら進めてまいる。また、全世代型社会保障制度改革の一環として、高額療養費制度の見直しの関係については、先ほど会長からもお話があったように、さまざまな経緯があり、本年秋に向けて再度検討するという事になった。
- 皆様方の中には、様々な事務手続き等々について、既に着手され

【公表用】

ていた方もいると思うので、そういった点では大変申しわけなかったと思っている。本年秋の検討に向けては、患者の方々、また保険者の方々、さまざまな関係者の方々のご意見を十分に踏まえながら丁寧に議論を進めていきたいと思っているので、引き続き何とぞよろしくお願いしたい。

- 国保は、国民皆保険を支える礎であり、持続可能な形で、次の世代にしっかりと引き継いでいくためには、制度改革とともに、国保連合会や国保中央会の皆様に、引き続き、業務運営面を中心に、大きな役割を担っていただく必要がある。皆さんの御意見も伺いつつ、一緒に取り組んでいきたいと考えている。
- 最後に、本日御参集の国民健康保険の運営に関わる皆様の御健勝、御活躍と益々の発展を祈念して、挨拶とさせていただきます。

(6) 理事長から情勢報告があった。

- 最近の情勢等について、3点ご報告申し上げます。
- 1点目は、審査支払業務改革の推進についてである。
- 審査支払機能に関する審査結果の不合理的な差異の解消及び支払基金と連合会のシステムの整合的かつ効率的な在り方の実現に向け、改革工程表に示す審査基準、コンピュータチェックの統一及び審査支払システムの共同開発・共同利用などについて、連合会の意見を踏まえながら、これまで厚生労働省、支払基金と協議を進めてきたところである。

【公表用】

- このうち、審査基準やコンピュータチェックの統一については、本年３月末までに国保内における作業についてはほぼ終了し、改革工程表の実現に向けて目途がついたものと考えている。

一方、審査支払システムの共同開発・共同利用については、改革工程表に基づき、昨年３月に国保総合システムについて、受付領域の支払基金との共同利用やクラウド化を内容とする第１段階の更改を実施し、その後、問題なく稼働しているところである。

しかしながら、審査領域の共同開発・共同利用を内容とする第２段階のシステム更改については、一昨年６月から始まった医療ＤＸの取組、とりわけ審査支払システムと関係の深い診療報酬改定ＤＸの取組を優先して進め、両者の整合性を確保していく必要が出てきたという事情に加えて、支払基金及び共同開発準備室側の両機関における業務要件の違い等が大きく、検討作業が遅れている状況である。

- 本会としては、①開発費が国保側として負担可能な額になること、②保険者等へ提供するサービスレベルの維持・向上が確保されること、③システムの保守・運用費の低減が図られることの３点の実現を目指して、引き続き連合会の皆様と一体となって誤りのないよう対応していきたいと思うので、ご理解、ご協力のほど、お願い申し上げます。
- ２点目は、国保総合システムの最適化についてである。

【公表用】

- 国保総合システムについては、昨年３月の第１段階の更改後も保守・運用費が高止まりしていることから、その低減を図るためにシステムの最適化を図るプロジェクトを昨年度より開始した。
- システムの最適化は具体的には、機能、非機能要件の両面において進めていくこととしている。機能要件については、令和６年度において、国保総合システムの保険者共同処理系と、市町村事務処理標準システムとの間で機能重複等があるものを廃止・削減の対象として、連合会と協議しながら、インターフェース及び帳票の整理等を行ってきたところであり、令和１０年度までに実施していく。
- 非機能要件については、クラウド環境に適したシステムとするための構成や処理方式の見直しについて令和７年度から令和９年度までの３か年で段階的に進めてまいる。また、システムの最適化に係る開発費用の財源であるが、令和７年度に要する費用については、厚生労働省保険局長、また国民健康保険課長のご尽力で、昨年秋の補正予算において３２億円が措置されたところである。お二人には改めて感謝申し上げたい。
- 本会としては、令和８年度以降に要する費用についても、引き続き厚生労働省と協議を行いつつ、必要な国庫補助を求めていきたいと考えているので、ご協力のほどよろしくお願いしたい。
- ３点目は、中央会における人員体制の強化についてである。
- 本会においては、審査支払業務改革といった仕事に加えて、近年、

【公表用】

介護情報基盤の構築や予防接種、母子保健、自治体検診といった医療・介護DXの様々な取組に関して、厚生労働省やこども家庭庁等からシステムの開発・運用の依頼が続いている。

- いずれも市町村や都道府県の保健医療福祉業務を推進していく上で重要な取組であり、その支援をしていくことが中央会・連合会の役割だと考え、これらの仕事を引き受けてきているところである。
- しかしながら、こうしたシステムの開発・運用の仕事を的確に実施していくためには、現場の実務に詳しい人材やシステムに明るい人材を即戦力として確保していくことが不可欠である。人材確保のための費用については国庫補助により何とか対応できるにしても、昨今の厳しい人材不足の状況の中で、実際に、こうした人材を確保していくことは容易なことではない。
- 一方、これまでは本会において不足していた人材は全国の国保連合会から2～3年本会に職員を派遣していただき、対応してきたが、連合会においても同様に人材の確保に苦勞している状況にあると聞いており、こうしたやり方にも限界が来ているように思われる。
- このような状況の中で、本会では近年、中途採用の募集を年数回にわたって実施したり、東京近郊の市町村や社会福祉法人、民間企業等をお願いして、現役の職員に来てもらうなど、様々な方法で人材の確保に努めているところである。
- また、連合会からの職員派遣についても、審査基準やコンピュー

【公表用】

タチェックの統一等の作業については、東京、神奈川、千葉、埼玉の首都圏の連合会にお願いをして、職員に3か月程度の短期間、中央会に通勤して仕事をしてもらったり、全国の連合会の職員がワーキングチームのメンバーとして自県にしながらWEBを活用して一緒になって仕事をしてもらうなど、中央会への協力の仕方については多様な形態を導入させていただいたところである。

- 特に、審査支払業務に関するワーキングチームについては、中央会への協力ということだけでなく、各県の若手職員がチームに入り、他県のスキルのある職員と一緒に同じ仕事に取り組むことで、自身の審査スキルを向上させてもらうという、連合会職員の人材育成の効果もあると考えている。このワーキングチーム制度については本年、その拡充を行うこととしている。
- 中央会の人員体制については、本年夏に、令和8年度から10年度までの3年間の人員体制について具体案を作成し、連合会の皆様と協議をさせていただく予定としている。
- 本会としては、本会の定員を何人増やすかということだけでなく、こうした様々な対策も含めて、検討していく必要があると考えているので、引き続き、ご理解とご支援をお願いしたい。
- 最後に、国保中央会にとって、引き続き重要課題が目白押しとなっているが、全国の連合会の皆様のご支援をいただきながら、役職員一同、気を引き締めて、一丸となって取り組んでいくので、ご理

【公表用】

解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

(7) 議案及びその審議状況は次のとおりであった。

① 議案

- ・議案第 1 号 国民健康保険中央会職員服務規程の一部改正について
- ・議案第 2 号 令和 6 年度国民健康保険中央会第三次収支補正予算について
- ・議案第 3 号 令和 7 年度国民健康保険中央会事業計画について
- ・議案第 4 号 令和 7 年度国民健康保険中央会収支予算について

② 審議状況

- ・議案第 1 号：事務局から提案説明があり、質疑を行ったところ、特に質疑がなく、全会一致で原案どおり可決された。
- ・議案第 2 号、同第 3 号及び同第 4 号：事務局から提案説明があり、質疑を行ったところ、特に質疑がなく、全会一致で原案どおり可決された。

(8) 議案審議の後、次の事項について事務局から報告があった。

- ・事務局長の任命について
(説明者：事務局)

【公表用】

4 出席者の氏名

(1) 会員

別紙のとおり

(2) 理事

大西 秀人（会長）

原 勝則（理事長）

池田 俊明（常務理事）

齋藤 俊哉（常勤理事）

稲垣 仁（常勤理事）

山本 邦彦（北海道国民健康保険団体連合会）

高橋 勝重（岩手県国民健康保険団体連合会）

森田 達也（茨城県国民健康保険団体連合会）

小高 康幸（千葉県国民健康保険団体連合会）

小島 徹（山梨県国民健康保険団体連合会）

西垣 功朗（岐阜県国民健康保険団体連合会）

横山 達伸（和歌山県国民健康保険団体連合会）

土草 洋樹（香川県国民健康保険団体連合会）

徳永 吉之（福岡県国民健康保険団体連合会）

(3) 監事

黒澤 正明（常勤監事）

野倉 加奈美（兵庫県国民健康保険団体連合会）

【公表用】

5 議長の氏名

南 英治（福井県国民健康保険団体連合会理事長）

6 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

松岡 正樹（国民健康保険中央会事務局長）

【公表用】

(別紙)

都道府県名	役 職	氏 名	都道府県名	役 職	氏 名
北海道	理 事 長	山 本 邦 彦	滋 賀	副理事長（兼） 常務理事	桂 田 俊 夫
青 森	常務理事	舩 甚 悟	京 都	副理事長（兼） 常務理事	三 宅 英 知
岩 手	専務理事	高 橋 勝 重	大 阪	専務理事	田 中 喜 男
宮 城	常務理事	増 子 友 一	兵 庫	専務理事	野 倉 加奈美
秋 田	常務理事	古 谷 勝	奈 良	常務理事	舟 木 豊
山 形	常務理事	雨 谷 充	和歌山	常務理事	横 山 達 伸
福 島	常務理事	林 昭 彦	鳥 取	常務理事	小 倉 誠 一
茨 城	常務理事	森 田 達 也	島 根	常務理事	仁 科 慎治郎
栃 木	常務理事	大 橋 哲 也	岡 山	常務理事	小 川 雅 史
群 馬	常務理事	堀 越 正 勝	広 島	事務局長	岡 謙 二
埼 玉	常務理事	奥 山 秀	山 口	常任理事	藤 田 昭 弘
千 葉	常務理事	小 高 康 幸	徳 島	常務理事	宮 内 正 彦
東 京	常務理事	水 田 博	香 川	常務理事	土 草 洋 樹
神奈川	常務理事	大久保 雅 一	愛 媛	常務理事	高 橋 敏 彦
新 潟	常務理事	本 間 由美子	高 知	常務理事	渡 辺 純 正
富 山	常務理事	須 河 弘 美	福 岡	常務理事	徳 永 吉 之
石 川	常務理事	大 畠 秀 信	佐 賀	常務理事	古 賀 英 敏
福 井	理 事 長	南 英 治	長 崎	常務理事	柿 本 敏 晶
山 梨	常務理事	小 島 徹	熊 本	常務理事	渡 辺 克 淑
長 野	常務理事	濱 村 圭 一	大 分	常務理事	後 藤 豊
岐 阜	常務理事	西 垣 功 朗	宮 崎	常務理事	佐 野 詔 藏
静 岡	常務理事	前 島 稔 生	鹿児島	常務理事	塩 田 兼一郎
愛 知	専務理事	小 澤 尚 司	沖 縄	常務理事	高 良 昌 英
三 重	常務理事	加 藤 和 浩			

(敬称略)

【公表用】

この議事録が正確であることを証するため、署名押印する。

議 長 南 英 治

議事録署名人 古 谷 勝

議事録署名人 宮 内 正 彦